

(砂防設備の占用の許可)

第5条 砂防設備に施設又は工作物を設け、砂防設備を占有しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 砂防設備の場所

(3) 砂防設備の種類

(4) 占用の目的及び内容

(5) 占用の期間

(変更の許可等)

第6条 第4条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、第4条第3項第2号から第5号まで又は前条第3項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより当該変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第4条第3項第1号又は前条第3項第1号に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から7日以内に知事に届け出なければならない。

(国又は地方公共団体の特例)

第7条 国又は地方公共団体が制限行為又は砂防設備の占有をしようとするときは、第4条第1項又は第5条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ知事に協議することをもって足りる。協議に係る事項の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による協議を受けた場合において、必要な書類の提出を求めることができる。

(許可の期間等)

第8条 許可の期間は、第4条第1項の許可にあっては1年以内、第5条第1項の許可にあっては3年以内とする。

2 前項の許可の期間は、更新することができる。

3 前項の規定により許可の期間を更新しようとする者は、当該許可の期間が満了する日の1か月前までに知事に申請し、その許可を受けなければならない。

(開始の届出等)

第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る制限行為又は砂防設備の占有を開始したときは、当該開始の日から7日以内に知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る制限行為又は砂防設備の占有を終了し、中止し、又は廃止したときは、その終了し、中止し、又は廃止した日から7日以内に知事に届出をし、その指定した職員の検査を受けなければならない。

(地位の承継)

第10条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併後設立した法人又は分割により当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該地位を承継した日から7日以内に、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状の回復その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) この条例の規定に違反した者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、治水上砂防のため著しい支障が生じたときは、許可を受けた者に対し、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状の回復その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(原状回復)

第12条 許可を受けた者は、当該許可の期間が満了し、又は当該許可に係る行為を廃止したときは、直ちに当該許可に係る土地又は砂防設備を原状に回復し、知事が指定した職員の検査を受けなければならない。ただし、知事が原状に回復する必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の場合において、当該許可を受けた者に対し必要な指示をすることができる。

(罰則)

第13条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の禁錮又は2万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反して砂防設備を損壊又は損傷した者

(2) 第4条第1項又は第6条第1項の規定に違反して制限行為をした者